

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、九重町長（以下「甲」という。）が人員等の輸送業務に関し、九重観光サービス株式会社（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合において必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務
- (3) ボランティアの輸送に関する業務
- (4) その他甲が必要とする車両による支援に関する業務

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が国に届け出ている運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙に対し、その損害を補償するものとする。この場合において、従事者に対する損害の補償は、九重町消防団条例(平成26年九重町条例第4号)第13条第3項及び第14条に準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第9条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては危機管理情報推進課とし、乙においてはその事務所とする。

(緊急連絡表の提出)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表(様式第3号)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 九重町大字後野上8番地の1

九重町長 日 野 康 志

乙 九重町大字引治1228番地の5

九重観光サービス株式会社

代表取締役 吉 光 一 幸